

神奈川県司法書士会新人研修Q&A

Q 1. 神奈川県司法書士会主催の新人研修の位置づけはどうなっていますか？

A 1. 各種新人研修は、日本司法書士会連合会が制定した「日司連新人研修規則」（以下「研修規則」という）及び「日司連新人研修実施要領」（以下「実施要領」という）に従って行われるものです。新人研修は、研修規則において「中央研修」「ブロック研修」「司法書士会研修」の3つに分類されており、当会が主催する新人研修は、この「司法書士会研修」に該当します。

そして、この「司法書士会研修」は、研修規則及び実施要領において、「司法書士の適正な執務の姿勢及び処理能力を取得する」ものであるとし、原則として6週間以上の配属研修とすると定められています。

Q 2. 実施要領には、司法書士会研修は6週間以上の配属研修との定めがありますが、どうして神奈川県司法書士会の新人研修は、配属研修と実践司法書士講座の組み合わせなのですか？

A 2. 実施要領は、配属研修の一部または全部の実施が困難な場合には、集合研修等により代替することができる、としています。

当会では、他の研修の開催時期との兼ね合いで6週間の期間を確保することが難しいため、配属研修期間を短縮していますが、代替として集合研修（実践司法書士講座）を実施しています。さらに、実践司法書士講座は、配属研修を補完するだけでなく、短い配属研修だけでは学ぶことができない多岐にわたる実践的な内容と精鋭なる講師陣による講義により、配属研修との相乗効果を得ることができるカリキュラムとなっています。

令和5年度の神奈川県司法書士会の新人研修につきましては、実践司法書士講座を①ガイダンス当日の司法書士行為規範研修の受講と②司法書士行為規範以外の科目は、神奈川県司法書士会会館におけるグループワーク及び総括講義として開催し、配属研修については第1日程から第3日程までのいずれか最低2週間の配属研修を必修とし、希望する受講生に対しては追加で更に2週間の配属研修を受けることができることとします。（必修分と追加分の配属先事務所は別の事務所となります。）研修の修了認定を得るためには、必修の2週間の配属研修を受講することが必要となります。

なお、必修の配属研修については、新型コロナウイルスの感染状況によっては任意参加となることもあります。任意参加となった場合、希望する方のみを対象として実施します

が、希望された場合であっても感染拡大状況により、希望者全員が受講できない場合もありますので予めご了承ください

また、配属研修が任意参加となった場合、配属研修受講の有無は修了認定結果に影響を与えません。

Q 3. 神奈川で登録を予定しているのですが、必ず神奈川県司法書士会主催の新人研修を受けなくてはならないのですか？

A 3. 「司法書士会研修」については、全国いずれかの司法書士会の新人研修を修了すればよいことになっています。

横浜で受験し、合格された方（以下、「神奈川の合格者」という）の多くは、神奈川で司法書士登録をすることが想定され、一般的には、当会の新人研修を受講することになると思います。しかしながら、諸般の事情（実家が遠方など）により、他会で「司法書士会研修」の受講を希望する方もおられるでしょう。このように、他会が実施する「司法書士会研修」を修了された方については、必ずしも当会の新人研修を受講しなければならないわけではありません。

なお、当会の案内文書の中に、「神奈川で登録する場合には神奈川の新人研修を受講済みであることを原則とする」旨の記載がありますが、これは、神奈川の合格者の多くが神奈川県在住者であるため、このような書きぶりになっています。したがって、それぞれの事情により他会での「司法書士会研修」の受講を妨げるものではありません。

Q 4. すぐに司法書士登録を希望する場合のみ受講すればよいですか？

A 4. すぐに登録・入会をしない場合であっても、将来的に登録の予定がある場合は受講してください。ただし、1年以内に登録・入会を予定していない方については次年度に受講することも可能です。

Q 5. 神奈川県以外の司法書士会に登録を予定しています。登録の前提として履修しなければならない研修は何ですか？

A 5. 他会での登録については、登録を希望する各司法書士会に直接問い合わせてください。

Q 6. 司法書士会研修期間中の給与支給はありますか？

A 6. 司法書士会研修は、あくまでも研修であるため、給与などの支給はありません。ただし、当会が実施する「司法書士会研修」については、受講生の負担軽減のため、受講料は無料としています。

Q 7. 「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」は全員提出しなければなりませんか？

A 7. 「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」は将来的に当会で登録を希望される方は全員提出となります。

「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」は当会の新人研修の申込書と、新人研修を受講しない旨の申出書を兼ねています。

Q 8. 司法書士登録の前提として各種新人研修の受講は法律的義務ですか？

A 8. 法律的な義務ではありません。しかし、A 1にあるとおり、日本司法書士会連合会が制定した規則により実施される研修です。また司法書士として最低限の知識、行為規範、心構えなどを身に付けるため、当会は全ての新人研修の受講を推奨しています。

司法書士としての第一歩を踏み出そうとする皆さんは、既に法律家の仲間入りを果たしました。司法書士が、後世においても市民のための法律家であり続け、かつ司法書士制度が充実したものであり続けるためにも、是非とも進んで研鑽を積んでください。